

一般社団法人日本癌治療学会認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則運用細則

第1章 総則

(運用細則)

第1条 本法人は、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーター認定制度に関する業務は、本法人認定がん医療ネットワークナビゲーター制度規則（以下、「制度規則」と略す。）に定められたことその他は、本運用細則によって行う。

(庶務)

第2条 認定がんナビゲーター制度に関わる庶務は、本法人事務局にて行う。

第2章 WG の設置

(WGの業務)

第3条 本法人は、がん医療ネットワークナビゲーター制度検討ワーキンググループ（以下、制度検討WGと略す。）を置き、認定がんナビゲーターの認定に関わるすべての業務を掌管する。

第4条 本法人は、がん医療ネットワークナビゲーター制度検証ワーキンググループ（以下、制度検証WGと略す。）を置き、認定がんナビゲーター制度の運営を検証し、あり方を検討する。

第5条 本法人は、がん医療ネットワークナビゲーター広報ワーキンググループ（以下、広報WGと略す。）を置き、認定がんナビゲーター制度について広報する。

第6条 本法人は、がん医療ネットワークナビゲーター薬剤師ナビワーキンググループ（以下、薬剤師ナビWGと略す。）を置き、薬剤師に係る方向性・活動・広報について検討する。

(WGの構成)

第7条 WGは本委員会委員長、各WG委員長により推薦され、本法人理事会により承認された委員により構成する。

(WG委員長の選任)

第8条 各WG委員長は本委員会委員長の推薦により選任される。

(WG委員長、委員の任期)

第9条 任期は2年とし、再任を妨げない。

(WGの招集)

第10条 各WGは、各WG委員長がこれを招集する。

(WGの定足数等)

第11条 各WGは、委員の過半数の出席をもって議決することができる。ただし、当該議事につき、書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、これを出席者とみなす。

2 各WGの議事は出席者過半数をもって決し、可否同数の時は委員長が決するものとする。

第3章 認定がんナビゲーター

(申し込み条件)

第 12 条 個人のメールアドレスを取得していること及びセミナー参加費等のカード決済ができること。

(e ラーニング科目と修了要件)

第 13 条 制度規則第 9 条第 1 号に定める e ラーニングシステムにおける最新のすべての科目とは、「がん医療専門チームスタッフのための e ラーニングプログラム」(CANCER e-LARNING、<http://www.cael.jp/>) の「認定がん医療ネットワークナビゲーターコース」の全科目をいう。科目ごとに設定された小テストにおいて合格し科目修了とし、更新された科目についてもすべての小テストに合格し科目修了していることが申請要件となる。

(e ラーニング受講申請)

第 14 条 制度規則第 9 条第 1 号に定める e ラーニングシステムを聴講するには、本法人のホームページ「認定がんナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをし、識別番号とパスワードを取得し受講料 8,800 円 (税込) をカード決済する。

(e ラーニング科目の決定と告知)

第 15 条 制度検討 WG は、毎年、制度規則第 9 条第 1 号に定める e ラーニングシステムにおいて更新ないしは追加・削除すべき科目について検討し、本委員会委員長を通じて、本法人がん医療エキスパート育成事業運営会議に報告し、告知する。

(地域医療ネットワークの定義)

第 16 条 医療機関、非医療関係に関わらず、がん患者と関わりを持っている施設もしくは組織

(1)特定の治療法、代替療法、健康食品等を推奨する団体の運営者又は個人でないこと

(2)特定の政治団体、宗教団体を支持する団体の運営者又は個人でないこと

(3)倫理的に適切な活動をしていると認められる団体であること

(申請方法)

第 17 条 新規認定を申請する者は、(以下、新規申請者と略す。)は、本法人ホームページより、本委員会に申請し、登録手数料 2,200 円 (税込) をカード決済する。

(認定証の交付)

第 18 条 資格審査に合格した者は、誓約書の提出後、認定証とバッジを授与する。

第 4 章 認定がんシニアナビゲーター

(申し込み条件)

第 19 条 運用細則第 12 条に定める。

(e ラーニング)

第 20 条 運用細則第 15 条、第 16 条、第 17 条に定める。

(指定するセミナー)

第 21 条 制度規則第 10 条第 3 号に定める条件の詳細は下記のとおりとする。

(1) 下記に定めるセミナー等 (①、②、③) のうち、いずれか一つに参加し受講修了書を取得している。(①の受講修了書は不要)

①本法人の開催するコミュニケーションスキルセミナー

②本法人が認める下記の研修の a)b)c)のいずれか

a)がん相談支援センター相談員基礎研修（１）（２）（３）

b)がん総合相談に携わる者に対する研修プログラムピアサポート編「これからピアサポートをはじめの人へ」の研修テキストを用いて開催される研修会（研修プログラムにロールプレイが含まれたもの）

c)がんに関連する認定看護師及び専門看護師の資格を有するもの

③このほか、本法人が認めるセミナー、研修会等

(2) 既にごがん相談支援センター相談員研修認定取得コース・継続研修認定更新コースを修了しており、現在がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターで相談員として就労し、所属施設の推薦がある場合は、e ラーニングを受講し、申請書と推薦状を提出すること。

(本法人の開催するセミナー)

第 22 条 制度検討 WG は、毎年度、制度規則第 10 条第 3 号に定める本法人の開催するセミナーを公知する。

(セミナーの受講申請)

第 23 条 本法人のホームページ「認定がんナビゲーター制度」(<http://www.jsco.or.jp/>)より申し込みをすること。

(セミナー申請時の条件)

第 24 条 認定がんナビゲーターの資格を有するもの。

(地域医療ネットワークの定義)

第 25 条 運用細則第 16 条に定める。

(地域医療ネットワークの実地見学)

第 26 条 制度規則第 10 条第 4 号に定める「地域医療ネットワークの実地見学」（以下、実地見学と略す。）は、制度規則第 5 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、に定めるすべての業務を見学項目とする。

2 実地見学は、本法人が定める認定見学施設において行うものとする。

3 実地見学では、指導責任者の指導のもと、認定見学施設の相談支援センターを拠点とし、当該地域がん医療ネットワーク参加施設、公共医療・福祉サービス機関からの情報収集とがん診療の実際を見学する。

4 見学項目に関して、オンラインやバーチャル環境によって実施できるものについて、認定見学施設において一部または全部を代替することができる。

(実地見学内容の決定と公知)

第 27 条 制度検討 WG は、制度規則第 10 条第 4 号に定める「地域医療ネットワークの実地見学」の具体的な実地見学の内容について決定し、公知するとともに、認定見学施設の指導責任者に、実地見学手順書を送付し、見学を依頼する。

2 制度検討 WG は、オンラインやバーチャル環境によって実施する実地見学について、認定見学施設の指導責任者を支援する。

(地域医療ネットワークの実地見学申請時の条件)

第 28 条 本法人の定めるがん医療に関わる地域医療ネットワークに所属していること。

2 e ラーニングの指定された全科目を修了していること。

3 コミュニケーションスキルセミナーを受講していること。

4 がん治療終了より1年を経過している者。なお、制度検討WGの議論を経て認められたものはこの限りではない。

(実地見学の申請方法)

第29条 実地見学を申請する者は、申請書と共に健康診断書(3か月以内)又は健康診断証明書(医療機関に勤務の者)秘密保持誓約書、実地見学同意書、在職証明書を本学会ホームページより入手し、コミュニケーションスキルセミナーの免除がある者は、代替セミナーの受講修了証を添えて申請すること。

(申請方法)

第30条 新規認定を申請する者は、(以下、新規申請者と略す。)は、本法人ホームページより、本に申請する。

(申請審査方法)

第31条 審査においては、前項に定める実地見学の内容目録として、担当したがん患者(入院・外来は問わない)のうち、最大10症例の相談シート記録一覧表と相談症例レポート最大2症例のレポート、SBOチェック項目一覧表を添えて、本法人ホームページより申請し、登録手数料11,000円(税込)を本法人の期日までに納付しなければならない。

(実地見学には、認定見学施設が認める模擬症例を含めてよい。)

2 実地見学の修了証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長と指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

3 提出された申請書類から、書類選考を制度検討WGでおこない、本委員会委員長を通じて、本法人理事会において承認される。

(認定証の交付)

第32条 資格審査に合格した者に誓約書の提出後、認定証とバッジを授与し、ホームページで速やかに公知する。

第5章 更新

(更新の通知)

第33条 制度検討WGは、更新対象者に1年前までに、5年間の資格期限が終了することを連絡し、認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターとしてあるためには更新の手続きを要することを通知する。

(申請)

認定がんナビゲーター

第34条 更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

(1) 本法人の定めるeラーニングシステムにおいて更新のあった科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格していること。

2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。

認定がんシニアナビゲーター

第 35 条 更新申請者は、申請時に次の各号に定めるすべての条件を要する。

- (1) 本法人の定める e ラーニングシステムにおいて更新のあった科目を聴講し、すべての小テストを受験して合格していること。
 - (2) 活動実績について、前回認定日（初回認定日あるいは前回更新日）から申請時までの活動報告を含む更新申請書を提出すること。
 - (3) 本法人の指定する学会・セミナー等に参加すること。
- 2 更新申請を正当な理由で行えない場合は、更新猶予申請書及び更新申請を行えない理由を証明するものを提出し、本法人理事会の承認を得なければならない。
- 3 認定がんナビゲーターの活動実績の証明は、施設長及び指導責任者が行うものとし、施設長と指導責任者による証明は署名または押印にて行うものとする。

(申請方法)

第 36 条 更新認定を申請するものは、（以下、更新申請者と略す）は、本法人ホームページより、本委員会に申請し、登録手数料を認定がんナビゲーターは、2,200 円（税込）認定がんシニアナビゲーターは 11,000 円（税込）をカード決済する。

(更新猶予)

第 37 条 認定がんナビゲーターの更新猶予に関する正当な理由とは、次のいずれかの号を満たすものとする。

- (1) 海外留学、海外赴任など洋行のために実績が不足する場合。
 - (2) その他、制度検討 WG が正当と認める場合（出産・介護など）。
- 2 猶予期間は最長 3 年間とし、猶予期間中は認定がんナビゲーター・認定がんシニアナビゲーターを呼称することはできない。

(更新猶予の決定)

第 38 条 本法人理事会は、本委員会委員長を通じて、制度検討 WG より答申された更新猶予審査の結果を吟味し、更新猶予を認める申請者を決定し、結果を速やかに更新猶予申請者に通知する。

第 6 章 認定抹消と復活

(認定の抹消と復活)

第 39 条 制度検討 WG は制度規則第 16 条・17 条に基づき認定の抹消または復活を要する事例が認められた場合、その報告書を作成して本法人理事会に報告し、その議決を経てこれを公知する。

第 7 章 都道府県がん医療ネットワークナビゲーター地域指導責任者

(定義及び業務)

第 40 条 都道府県ごとに指導責任者を指導、監督、助言する立場の者を置き、制度検討 WG で審査し、がん診療連携・ナビゲーター委員会委員長を通じて本法人理事会において承認される。

2 地域の実情に応じて実地見学施設の指導責任者と協議を行い、実地見学希望者の指定見学施設および実地見学の方法（オンラインやバーチャル環境によるものを含む）を決定する。

3 実地見学希望者の問い合わせに応じて、希望者が所属しているネットワークが、本法人の定める地域医療ネットワークに該当するかについて判断を行う。場合によっては制度検討 WG と協議を行う。

4 希望者がネットワークに所属していないと判断された場合は、適切なネットワークに所属するように勧める。

(認定証の交付)

第 41 条 認定証を授与する。

第 8 章 指導責任者

(業務)

第 42 条 都道府県がん医療ネットワークナビゲーター地域指導責任者と協議し、実地見学希望者の受け入れを決定する。

2 がん相談支援センター相談員等の指導責任者が認める協力者と連携する。

3 実地見学希望者と実地見学のスケジュールを調整する。その際、必要なら、外来部門、カンサーボード、緩和ケアチームとの調整を行う。

4 見学に責任を負い、シニアナビゲーターとしての適正を評価する。

5 見学生が将来シニアナビゲーターとして活動する場所を相談して決める。

第 9 章 規則の変更

第 43 条 本規則を変更する場合は、制度検討 WG において検討し、本委員会の承認を経る。

附 則

1. 本細則は平成 26 年 6 月 20 日より施行する。

2. 本細則は平成 27 年 2 月 4 日より施行する。

3. 本細則は平成 27 年 2 月 21 日より施行する。

4. 本細則は平成 28 年 7 月 8 日より施行する。

5. 本細則は平成 29 年 4 月 6 日より施行する。

6. 本細則は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

7. 本細則は 2019 年 3 月 3 日より施行する。

8. 本細則は 2020 年 7 月 30 日より施行する。

9. 本細則は 2022 年 7 月 14 日より施行する。